

松岡五兄弟

松岡小鶴

第53話



地域に残された歴史資料の中に、「下張り文書」と呼ばれるものがあります。

古い日本家屋の襖や壁の内側には、補強や保温、吸湿のための紙（下張り）が貼られています。昔は紙が貴重だったため、下張りには新しい紙ではなく、不要になった文書などが使われていました。当時の人びとにとっては不要となった紙であっても、現在の私たちにとっては、地域の歴史を知るための、とても貴重な資料となります。

令和元年（2019）10月、大庄屋三木家住宅の副屋・離れで行った緊急調査で、大量の下張り文書が発見されました。約40枚の襖や部屋の壁には、江戸時代前期から明治時代にかけての、様々な種類の

福崎の身近にある歴史を掘り起こそう

松岡小鶴の書簡①

神戸大学大学院人文学研究科 特命助教 井上 舞

文書が下張りに使われていました。その中で発見されたのが、柳田國男の祖母松岡小鶴から、三木家七代目当主通深に宛てられた書簡です。

小鶴の書簡は、三木家住宅の副屋のうち「かみのま」と呼ばれる部屋の壁から見つけられました。下張りとして使用されたために、前後が切断されて内容がわかりにくいものもありますが、調査の結果、35点の書簡を確認することができました。

いずれの書簡も、漢字仮名交じり文で書かれ、難しい熟語を多用した難解な文体となつています。クセの強い字で間違えたところを墨で塗りつぶして書き直しているところや、行間に小さく追記した箇所も多く見られます。（だから、とても読みにくい…）当時の女性の手紙としては異色の書きぶりといえます。

また、差出名は「文母」「賢治母」「文」と「賢治」は操の別名）と書かれたものが多く、

そのほか、松岡家の「松」を分解して「十八公女」と記しているものもありました。

内容については、現在分析を進めているところですが、全体的に言葉の意味や使い方が三木家から借用した書物の内容について尋ねたものが多いようです。

これまで、小鶴の書簡や漢詩文については、息子の操が編纂した『小鶴女史詩稿』に収められたものと、通深が小鶴と往復した書簡をまとめた『請評文章』の存在が知られていました。今回発見された書簡は、これらの資料に収められた書簡の内容とは異なっていることがわかっています。今後、調査を進めていくことで、松岡小鶴自身や松岡家の学問、さらには三木家との関係について、新しい発見が期待されます。

ところで柳田國男は『故郷七十年』で三木家での生活について触れるなかで、「それよりもっと心残りなのは、

若死をせられた先々代の主人（注・三木通深）の日記なり、書留められたものの中から、松岡小鶴と往復された漢文の原稿でも見出せなかつたものか。」と語っています（「南望編」）。

今回発見された書簡は、漢文の原稿ではありませんが、小鶴と通深とが頻りに学問的な内容の書簡を交わしていたことが知れる貴重な資料です。しばしばこのふたりの関係について語っていた柳田國男が、今回の発見を知ったら、「ぜひ見たい！」と言ったかもしれませんね。

小鶴の書簡が発見された、三木家住宅の下張り文書をはがすワークシヨップを開催します。ぜひご参加ください。（詳細は2ページ）



小鶴の書簡が貼られた下張り



小鶴の筆跡

生活科学 センター だより

ネットで買った格安航空券
キャンセル料100%だ
なんて！

【相談】

夫婦で国内旅行に行こうと
インターネットの旅行予約サ
イトを通じ、LCCの格安航
空券をクレジットカードで購
入した。しかし予定してい
た日に仕事が入り、出発予定
日の20日前にメールでキャン
セルした。受付メールが返信さ
れてきただけで、その後何も
連絡はなかった。
不安だったので、何度も電
話をしたが話し中で繋がらず
旅行業者の申込画面の「キャン
セルについての注意事項」
を確認し、初めて「購入後は
払戻不可」と書いてあること
に気づいた。払戻しはできな
いのか。

(60代男性)

ハイ！
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



【処理】

予約した航空会社の約款に、
キャンセルによる払戻しは行
わないという決まりがあれば
それに従うことになり、返金
を求めるのは難しいと伝えま
した。

今後はチケットを申し込む
際に必ず予約サイトの利用規
約等の内容を確認するよう助
言しました。

【アドバイス】

最近、インターネット予約
サイトから申し込むオンライ
ン旅行取引業者に対し、「予
約の変更をしたい」と思い電話
を掛けるが、いつも話し中で
つながらない。「出発日はか
なり先なのにキャンセルした
ら返金されない」など、航空
券やホテルに関するさまざま
な相談が全国の消費生活セン
ターに寄せられています。

旅行契約には、企画旅行と
手配旅行があります。企画旅

行は、いわゆるパッケージツ
アーなどで、取消料について
は取消日に応じ旅行代金に対
する割合が決まっています。
しかし、旅行業者が旅行者の
委託をうけ航空券やホテルの
予約をする手配旅行の取消料
は、運送機関や宿泊施設で定
められた取消料、違約金、旅
行業者に支払う取消手数料、
取扱料の合計となります。

LCC（ローコストキャリ
ア）は、器材運用の効率化や
カウンター業務の機械化・自
動化などで運行コストを圧縮
し、運賃の安さを前面に打ち
出した航空会社です。安さが
魅力ですが、その時々が必要
に応じてチケット料金が変動
するため、キャンセル（払戻
し）はほぼできないようにな
っています。

LCCに限らず国内の航空
運送事業については、国土交
通大臣の認可を得た各航空会
社の運送約款が適用されます。
キャンセルした場合の払戻し
等の契約内容は、原則として
約款に従うこととなります。

トラブルにあわないために
予約をする前に確認する
こと

①サイト運営事業者の基本情
報 契約相手はどの事業者で
すか？

②キャンセルの方法や
取消料 取消料はいつ
から発生し、いくらか
かりますか？
③問い合わせ先 メー
ルや電話の問い合わせ
ができますか？
★予約サイトを利用す
る際には、最終画面や
予約確認メール等は印
刷するなどして保管し
ましょう。

消費生活の相談や
問い合わせ、苦情
は、神崎郡消費生
活中核センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火～金曜日
9時～16時
(月曜日は休館日)



困ったら一人で悩まず行政相談

毎日のくらしのなかで、国や特殊法人などの仕事について、苦情や意見・
要望はありませんか。相談は行政相談委員、または相談センターへ。
相談は無料で、秘密は固く守られます。気軽にご相談ください。

まくみみ兵庫



総務省行政相談センター ☎0570-090110

定例相談 毎月第3水曜日 13:00～15:00 サルビア会館
巡回相談 10月24日(土) 13:00～15:00 文化センター

10月19日(月)～25日(日)は行政相談週間です

総務省行政相談センター

土地・家屋の売買をしたときは 登記名義の変更もお忘れなく

固定資産税は土地・家屋など固定資産の所有者にかかる税金です。

納税義務者は、毎年1月1日時点で法務局の登記簿に所有者として登記されている人です。そのため、年内に売買をしても1月1日時点で名義が変更されていなければ、納税義務者は変更されません。土地・家屋の売買をしたときは、法務局で所有権移転登記をしてください。

また、未登記家屋の名義変更は役場税務課で行います。売買をしたときは、1月1日までに未登記家屋名義変更申請書を必要な添付書類とともに提出してください。

例) 令和2年12月1日に土地の売買成立。(A→B) 所有権移転登記が令和3年1月15日になった場合、令和3年度の固定資産税の納税義務者はAとなります。

ご不明な点はお問い合わせください。

税務課 資産税係 (内線344・346)

交通事故などで 病院にかかるときは届け出を

国民健康保険

交通事故や傷害事件などで第三者(加害者)から傷病を受けた場合でも、国保を使って医療を受けることができます。ただし、その場合には「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

本来治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国保が立て替え、後から加害者に請求します。

■届け出に必要なもの

- ・第三者行為による傷病届
- ・事故発生状況報告書・同意書・誓約書
- ・交通事故証明書(コピー)
- ・保険証・印鑑・本人確認書類(免許証等)

■国保が使えなくなる場合があります

届け出前に加害者から治療費を受け取るなど、示談を済ませてしまうと、国保が使えなくなる場合がありますので注意が必要です。

示談をする場合は、事前に国保医療係に連絡し、示談成立の場合は、すみやかに示談書の写しを提出してください。また、治療が完了・中止したときは必ずご連絡ください。

問い合わせ先

健康福祉課 国保医療係 (内線355)

税を考える週間

～くらしを支える税～



11月11日・11月17日

国税庁のホームページでは「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介!

税を考える週間 税案

<https://www.nta.go.jp>



国税庁

水道メーター取替えのお知らせ

福崎町では、計量法に基づき、有効期限を迎える水道メーターを毎年交換しています。期間中、福崎町指定給水装置工事事業者が対象となるご家庭へ伺いますので、ご理解とご協力をお願いします。



対象地区 上中島、中島の一部、南大貫、東大貫
西大貫、余田、小倉、庄、鍛冶屋、出屋敷
作業期間 10月13日(火)～27日(火)

問い合わせ先 上下水道課 (内線383、384)

国民年金

ご存じですか 年金生活者支援 給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

新しく受取の対象となる人には、日本年金機構から10月中旬以降にお知らせが届きます。同封の請求書を提出してください。

【対象者】

- ① 老齢基礎年金を受給して次の要件を満たす人
 - ・65歳以上
 - ・世帯員全員が町民税非課税
 - ・年金収入額とその他の所得の合計が約88万円以下
- ② 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給して次の要件を満たす人
 - ・前年の所得額が約462万円以下

問い合わせ先

住民生活課(内線371)

ねんきんダイヤル

0570・05・1165



Q：遊休農地は固定資産税が高くなるの！？

A：農業委員会が農地中間管理機構と協議するよう勧告した遊休農地は固定資産税が上がります。

～流れ～

遊休農地所有者が農業委員会からの利用意向確認調査を「放置」



農業委員会から農地中間管理機構と協議するよう「勧告」



その農地の固定資産税の評価額が「1.8倍」に上がる



したがって、まず遊休農地にしないことが大切です。万が一遊休農地となってしまった場合でも、農業委員会からの意向確認にはきちんと意向を表明し、自ら耕作を再開するか、農地中間管理機構等を通じて担い手に貸し付けるなどしましょう。

※「勧告」は全ての遊休農地に行われるのではなく、農業振興地域内にある遊休農地であって所有者が農地中間管理機構等への貸付意向を示さず、自ら耕作もしないで遊休農地のまま放置している場合に限られます。

詳しくは、農業委員会またはお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員までお尋ねください。

問い合わせ先 福崎町農業委員会（農林振興課内・内線314・315）

もっと！知ってほしいもち麦のこと

もち麦生産者の勉強会（9月10日）

特産もち麦を栽培しているもち麦生産組合が勉強会を開催し、19人が参加しました。

勉強会では、姫路農業改良普及センターの担当普及員等が講師となり、収穫量向上のための雑草対策や土作りについて学びました。生産者は、11月の播種までに行う作業内容を確認しあうなど、活発な意見交換も行いました。

今後も、勉強会を通じて、生産性向上や経営の安定化を図っていきます。

（農林振興課）



新しい福崎町防災マップを作成しました

『洪水・土砂災害編』 『ため池編』

町民のみなさんに災害に関する情報をお知らせし、安全な避難に役立てていただくため、『防災マップ（洪水・土砂災害編）』及び『防災マップ（ため池編）』を作成しました。いざという時のため、危険な区域や避難経路を確認しておくなど、日ごろからの備えをお願いします。

マップは9月に自治会を通じて配布しています。お手元がない方は、まちづくり課で配布しているほか、町のホームページからダウンロードすることもできます。

問い合わせ先 『福崎町防災マップ（洪水・土砂災害編）』 まちづくり課 管理係（内線331）

『福崎町防災マップ（ため池編）』 農林振興課 土地改良係（内線315）

ホームページ <http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/0000003359.html>





新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
予定が変更になる場合があります。
HPでお知らせしますのでご確認ください。

にこにこひろばで 作って遊ぼう！

『秋のおさんぽバッグ』

日 時 10月15日(木) 9:30~11:00
 ※申込みは不要です。都合のよい時間におこしく
 ださい。製作時間は約20分です。
 場 所 にこにこひろば
 対 象 就園前の子どもとその保護者
 定 員 30人
 ※材料はこちらで用意します。
 ○問い合わせはにこにこひろばへ

『あそびのひろば』

おんがくあそびの会【ドレミ】
 10月8日(木)・11月12日(木) 10:00~11:00
 八千種研修センター
 定員：12組（3密を避けるため）
 絵本とおはなしの会【ぐりとぐら】
 11月5日(木) 10:00~10:40
 文化センター 2階 和室
 定員：3組（3密を避けるため）
 ※申し込みはいずれもともだちひろばまで



大切な歯のお話

健康にすくすくするために歯はとても大切です。いっ
 しょに歯科衛生士さんのお話を聞きませんか？
 日 時 11月6日(金) 10:00~11:00
 場 所 おひさまらんど
 講 師 山口 恵さん
 対 象 就園前の子どもとその保護者
 定 員 10組（先着順）
 申込先 おひさまらんど ※10/12(月)から受付。

子育て学習講座(要申し込み)

『わくわく親子うんどうあそび』 “子どものpowerは∞(無限大)”

この講座では、家庭で簡単にできる「うんどう
 あそび」を、体育指導専門員から学びます。
 日 時 10月28日(水) 10:00~11:00(受付9:45~)
 場 所 第1体育館 2階
 講 師 体育館体育指導専門員 藤井純子
 定 員 20組(先着順)
 持ち物 お茶、上靴、汗拭きタオル、
 フェイスタオル(約33cm×80cm)
 ※大人はマスクの着用をお願いします
 ※動きやすい服装でお越しください。
 ※体育館南、体育館東駐車場をご利用ください。
 申込先 ともだちひろば

秋を飾ろう！

おさんを遊ばせながら、ま
 つぼっくりのオーナメントを作
 りましょう。
 日 時 11月24日(火)
 11月25日(水)
 ①9:00~、②10:00~、③11:00~
 場 所 にこにこひろば
 対 象 就園前の子どもとその保護者
 定 員 30組(各回5組まで)
 申込先 にこにこひろば ※10/12(月)から受付。



個別相談(1日3組まで)

10月20日(火)・11月17日(火) 10:00~14:00
 場所：文化センター 1階 和室 ※託児あり
 個別相談員：大内和恵
 ※申し込みは下記の3施設で受け付けます。

★定員を定めている行事への参加は、福崎町に在住の子どもとその保護者に限ります。

★子育て情報は福崎町ホームページでもご覧になれます。アドレス<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp>

ともだちひろば

(西部子育て学習センター)
 火~金曜日 9:00~16:00

文化センター2階

☎22-7830 FAX22-2561

おひさまらんど

(福崎子育て支援センター)
 月~金曜日 9:00~17:00
 土曜日 9:00~12:00

福崎幼稚園内

☎22-2308 FAX22-2313

にこにこひろば

(東部子育て学習センター)
 月~木曜日 9:00~16:00

田原幼児園内

☎22-1058 FAX22-1058

子育て支援に関することは Eメール ko-shien@town.fukusaki.ne.jp

女性のためのチャレンジ相談会

11月6日(金)

相談無料

仕事をしたい！新しい活動をはじめたい！
でも不安や悩みがある。そんな女性を対象に、
チャレンジ相談会を実施します。

夢や目標がすでにある人も、これから見
つけたい人も、経験豊かな女性相談員があなた
のライフプランに沿ったアドバイスをします。

個別のカウンセリングで、秘密は厳守しま
す。安心してご相談ください。

申し込み・問い合わせ先

社会教育課 (内線256) FAX: 22-0630 e-mail: syakai@town.fukusaki.lg.jp

時間 ①13:30～、②14:30～、③15:30～
※各1人ずつ50分【予約制・先着順】

場所 サルビア会館1階会議室

相談員 山脇洋子さん

2級キャリア・コンサルティング技能士
キャリアコンサルタント

申込方法 10月26日(月)までに電話、FAX、メール
または社会教育課窓口にてお申し込みください。



令和3(2021)年 成人式のご案内

とき 令和3(2021)年1月11日(月・祝) 9:45～(受付9:15～)【予定】

ところ エルデホール または 文化センター

対象者 平成12(2000)年4月2日から平成13(2001)年4月1日生まれの人

今年も成人式実行委員会のみなさんによる企画等を
取り入れ、実り多き成人の日となるよう計画します。
お誘い合わせのうえ、ご出席ください。

◆福崎町に住民票がある対象者には、12月にハガキで
ご案内します。

◆学校や勤務の都合で福崎町に住所がない人で、成人
式をふるさとで迎えたいと希望される人は、社会教
育課までご連絡ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、開催時間、
場所等が変更になる場合があります。その際は、ホ
ームページ等でお知らせいたします。

応募・問い合わせ先

福崎町教育委員会 社会教育課 成人式担当
〒679-2280 神崎郡福崎町南田原3116番地の1
☎22-0560 (内線256) FAX: 22-0630
E-mail: syakai@town.fukusaki.lg.jp

「感謝」「励まし」の手紙を募集します

成人という節目に、普段なかなか言葉にでき
ない想いを手紙にして大切な人に伝えてみませ
んか？

手紙は教育委員会で事前にお預かりし、新成
人、家族や友人、地域の皆さんへお届けします。

■募集内容

- ①新成人から家族や友人、地域の方への手紙
- ②家族や特に関係の深い方から新成人への手紙

■応募書式 自由作文

手紙本文以外に、手紙を贈る人との関係な
どについて、簡潔に記入してください。

(例：おばからめい(成人)への手紙など)

■応募締切 11月30日(月)

■応募方法 氏名(ふりがな)、住所、電話番号、
生年月日、手紙の贈り先の氏名、住所を記入
し、下記の応募先へ直接持参・郵送・E-mail・
FAXのいずれかの方法で応募してください。

秋季全国火災予防運動

『たき火等の焼却火の不始末に注意!!』

11月9日(月)

～15日(日)



近年、たき火・野焼き等を原因とした火災が増えています。火災を防ぐには次のことに注意してください。

- 風の強い日には、たき火・野焼きをしない
- 少しずつ小分けにして燃やす
- 水バケツなどの消火用具を必ず準備する
- 終わるまでは、その場を離れない
- 煙や灰などがご近所の迷惑にならないように、配慮する

(姫路市中播消防署予防係 ☎23-0119)